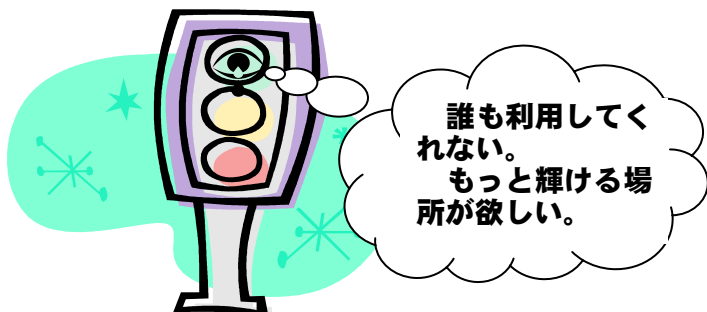


# 信号機の撤去や移設について

警察では、「人も車も通らないのに、ぼつんと建っている。」「脇道から車が来ないのに、いつも信号待ちさせられる。」等、必要性が低い信号機の撤去や移設を進めています。



交通実態に適合しなくなった信号機を放置すると、交通の安全と円滑の確保という信号機本来の目的が達成できず、また信号に対する道路利用者の信頼や遵法精神を損なうことに繋がります。



## ○ 撤去や移設を進める信号機

- ・ 学校、公共施設等の廃止・統合やバイパス道路など新規道路の開通等により交通量が減少した場所
- ・ 隣接する信号機との距離が近く、信号の色を見誤る恐れのある場所
- ・ 押ボタン式信号機で、押ボタンが利用されていない場所
- ・ 一時停止の交通規制や他の交通安全対策により代替が可能な場所・・・等

## ○ 撤去や移設後の安全対策(例)

- ・ 交通量の少ない道路側への一時停止規制(高輝度標識、停止線、止まれ文字)
- ・ 道路中央線・交差点中心マーク・ドットライン等の路面表示
- ・ 「交差点あり」、「横断歩道あり」の注意喚起看板の設置・路面表示
- ・ ガードレール、カーブミラー、道路照明の設置・・・等



